

シリーズ **ビジネスロイヤー**

国際税務

千代田国際経営法律事務所 編



第一法規

シリーズ ビジネスロイヤー

国際税務

千代田国際経営法律事務所

代表弁護士・弁理士

石角 完爾

第一法規

シリーズ ビジネスロイヤー

国 際 税 務

1989年 5 月20日 初版発行

定価 1,750 円 (本体 1,699 円)

編 集 千代田国際経営法律事務所

電話 03(233)1181

執筆代表 石 角 完 爾

発行者 田 中 富 彌

発行所 第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山 2 の11の17

電話03(404)2251 振替東京3-133197

© 1989 Chiyoda Kokusai

ISBN 4-474-15174-7 C 2360 P 1750 E(6)

は し が き

本シリーズ「シリーズ・ビジネスロイヤー」は、企業活動上ニーズの高い最新の分野につき、国際的な観点からビジネス法務のエッセンスをできるだけ分かりやすい言葉で平易に解説することを狙いとしたもので、当千代田国際経営法律事務所が逐次出版していくものである。本書は「対米不動産投資」、「企業秘密／トレード・シークレット」および「買収防衛／株買占対策」に続くその第四弾である。

*

*

*

近年の円高傾向もあって、日本企業の海外進出にはまさに拍車がかかっているといつてよい。その一方で、国内にあっても、貿易不均衡の解消のために輸入の振興が叫ばれ、海外の企業との取引が増大している。さらに、交通機関や輸送手段の発達によって、企業レベルだけではなく個人レベルでも世界との交流が拡大している。こうして、今まで海外進出など思いもかけなかった企業や個人までが否応なしに海外と直接交流することを迫られている。

このような場合に直面するのが、国際的な税務問題である。たとえば、ある国に駐在員事務所を設けたが、それに対して現地で課税されるのか、また、日本での税務に影響はあるのか。さらに、派遣した駐在員の給料に対する課税はどうなるのか。あるいは、税金の軽い国に子会社を作って税金の負担を軽くしたいが、無制限にそういうことができるのか、等々。

海外での経験が豊富な大企業ならともかく、右のような問題に初めて接する企業や個人にとっては、ノウハウの蓄積もなく、また、専門的なスタッフもおらず、さらに、相談すべき適当な専門家も知らないので、大きな困難に直面しているという話をよく聞く。

このような場合には、結局専門家に相談することになるが、その企業自身が問題の所在をしっかりと把握していないと、適切なアドバイスも受けられない。そこで、せめてその企業の担当者だけでも国際税務に関する基礎的な知識を有していることが望ましい。しかしながら、ただでさえ税務問題は難解で素人には取っつきにくい上に、この分野に関するまとまった書物は、いずれも優れた著作であるが、ほとんどが専門家を対象にしたもので、一般の人にとっては難解なものが多い。したがって、独力で本を読み、

知識を身につけることも難しいのが現状である。

そこで、本書では、企業や個人の海外進出、国際化に伴って生じる種々の税務問題について、税務の専門家ではない人にとってもなるべく分かりやすいようにその大要を説明しようとした。また、新しく施行された消費税についてもその国際的側面につきできる限り説明を加えた。

分かり易さを優先させたため、かえって舌足らずのところがあるかもしれないが、このような本書の目的から御容赦願いたい。さらに高度な知識を求められる読者は、専門書にあたられることを期待する。読者にとって本書が国際税務を理解するための第一歩となりえれば、執筆者としてこれほど嬉しいことはない。

最後に、本書は主に、当事務所の鈴岡正弁護士がとりまとめにあたった。また、第一法規出版の関係者の皆さんには終始御世話になったが、ここに感謝致します。

一九八九年四月

千代田国際経営法律事務所

代表 弁護士・税理士 石 角 完 爾

執筆 者 紹 介

石 角 完 爾

通商産業省（法規係長）、資源エネルギー庁（総括係長）、ニューヨーク・シャーマン & スターリング法律事務所弁護士、ペンシルバニア大学法学校証券金融研究所研究員、米国SEC（証券取引委員会）研修員を経て、現在千代田国際経営法律事務所代表パートナー。著書には「Acquiring Japanese Companies」（ジャパン・タイムズ社）、「国際企業買収ハンドブック」（東洋経済新報社・共著）、「知の管理術」（ビジネス・アスキー出版社）、「アメリカン・ロイヤルの勝つ論理」（同）、「対米不動産投資」（第一法規出版社・共著）、「企業秘密／トレード・シークレット」（同・共著）、「買収防衛／株買占対策」（同・共著）、「これならわかる実戦M&A事典」（プレジデント社・共著）、「現代企業取引法講座Ⅰ（国際取引）」（六法出版社・共著）他多数。アジア・パシフィック・ロイヤルズ・アソシエーション知的所有権委員会委員長、ニュービジネス協議会企業トレード委員会委員長、工業技術振興協会企業買収委員会副部会

長、国際商事仲裁協会法律相談担当顧問、横浜市中小企業国際化支援事業審査会審査委員、通産省中小企業国際化問題検討委員会委員、日本機械デザインセンター デザイン・商標模倣防止協議会委員、経済同友会会員、日本在外企業協会会員、東京西ロータリークラブ会員。京都大学法学部卒、ハーバード大学法学学校修士課程卒。東京弁護士会、東京弁理士会、東京税理士会所属。

鈴 岡 正

千代田国際経営法律事務所弁護士として、主に企業法務、海外取引税務問題などを手がける。著書には「これならわかる実戦M&A事典」(プレジデント社・共著)。早稲田大学法学部卒。第一東京弁護士会所属。

目次

はしがき

執筆者紹介

第1章	国際税務の考え方	一
1	はじめに	二
2	租税条約	四
3	「居住者」、「非居住者」、「内国法人」および「外国法人」	六
4	恒久的施設	一〇
5	租税条約に関する届出書	一五
6	外国税額控除	一七

第2章	各種の所得に対する課税	二五
1	事業および財産運用等によって得た所得	二七
2	サービス提供事業の報酬	三五
3	不動産の賃貸料等	三六
4	利子所得	四〇
5	配当所得	四三
6	貸付金の利子	四五
7	使用料等	四六
8	給与等	四九
9	事業の広告宣伝のための賞金	五九
10	生命保険契約等に基づく年金等	五九
11	匿名組合契約に基づく利益の分配	六〇
第3章	海外法人、海外支店、海外駐在員事務所の税務	六三
1	現地子会社	六四

2	支店	六
3	駐在員事務所	七
第4章	技術の導入、提供および研究開発の税務	九
1	技術等を導入する場合	七
2	技術等を提供する場合	七
3	研究委託、共同研究	五
第5章	海外における建築工事の税務	七
1	建築工事現場と恒久的施設	六
2	建築請負代金に対する課税関係の違い	六
第6章	海外とのリース取引の税務	三
1	賃貸借として扱われる場合	六
(1)	日本の会社が外国の会社に対して賃貸した場合	六

(2)	外国の会社が日本の会社に対して賃貸した場合	八五
2	売買として扱われる場合	八六
(1)	日本の会社が外国の会社に対してリースする場合	八六
(2)	外国の会社が日本の会社に対してリースする場合	八七
第7章	海外に派遣された人の税務	八九
1	長期海外勤務者の場合	九〇
2	短期海外勤務者	九三
第8章	海外不動産投資の税務	九五
1	投資の形式	九六
2	不動産の取得や保有に対する課税	九七
3	賃貸所得に対する課税	九八
(1)	直接投資の場合	九八
(2)	間接投資の場合	九九

4	(3) パートナリーシップによる投資の場合	一〇
	譲渡所得に対する課税	一〇二
	(1) 直接投資の場合	一〇二
	(2) 間接投資の場合	一〇三
	(3) パートナリーシップによる投資の場合	一〇三
第9章	タックス・ヘイブン利用の税務	一〇五
1	タックス・ヘイブン	一〇六
2	軽課税国等(タックス・ヘイブン)	一〇七
3	適用対象となる現地子会社	一一〇
4	納税義務者	一一〇
5	適用除外	一一一
6	外国税額控除	一二二
7	タックス・ヘイブンの利用	一二三

第10章	外国子会社との取引に関する税務	二五
1	移転価格税制とは何か	二六
2	日本の移転価格税制の適用条件	二七
第11章	消費税と国際的な取引	二三
1	消費税のあらまし	二四
2	国際的取引と消費税	二五
(1)	日本の会社が外国に品物を輸出する場合	二五
(2)	日本の会社が品物を外国から輸入する場合	二六
(3)	日本の会社が、外国の会社に金を貸し付ける場合または外国の銀行から金を借りる場合	二六
(4)	日本の会社と外国に住んでいる者または外国の会社との株式の売買	二七
(5)	外国にある土地や建物の売買	二七
(6)	日本の会社がコンサルタント業務を行なう場合	二七
(7)	日本の会社が海外で行なう建設工事	二八

(8)	特許権、著作権やノウハウのライセンス	一元
	第12章 有価証券取引税、印紙税と国際的取引	一五
1	国際的取引と有価証券取引税	一六
2	国際的取引と印紙税	一七
	第13章 相続、贈与と国際税務	一八
1	相続税と国際税務	一九
2	贈与税と国際税務	二〇
	資料	(1)

第1章 国際税務の考え方



1 はじめに

日本の税法では、納税者を、大きく、日本に住んでいる人（居住者）、日本にある会社（内国法人）、外国に住んでいる人（非居住者）および外国にある会社（外国法人）に区分しており、それぞれについて課税される所得の範囲が異なる。

大まかにいって、日本に住んでいる人および日本にある会社は、日本国内で得た所得（国内源泉所得）および日本国外において得た所得（国外源泉所得）について課税されるのに対し、外国に住んでいる人および外国にある会社は、日本国内で得た所得についてのみ課税されることになっている。

どこの国でも、自分の国の中で得られた所得に対しては自国の税法によって課税するのが普通である。すると、少なくとも日本に住んでいる人および日本にある会社の日本国外で得た所得については、その所得の生じた国によっても課税される場合が多くなり、その結果、その国と日本とで二重に税金が課されるおそれがある。

また、日本とその国とでは、自国で得た所得と外国で得た所得を区別する法律上の基